

消費税 - 簡易課税特例の適用

Q 本年度より当組合は消費税の課税業者となります。課税売上高は3,000万円程度ですから、簡易課税の適用を受けることを検討していますが、簡易課税を受けるための課税売上の業種区分が、第1種・第2種・第5種の3業種にわたることとなります。このような場合、簡便な計算特例が措置されていると聞きましたが、それはどのような計算ですか。

A 簡易課税制度の適用は、仕入れ控除の金額を、課税売上に業種ごとのみなし仕入れ率を乗じて計算するのであるが、2種類以上の事業を営む事業者のみなし仕入れ率は、売上に係る消費税額のうち第1種事業から第5種事業に係る消費税額にそれぞれのみなし仕入れ率を乗じて計算した金額の占める割合によって計算する手続きが必要で、次の算式により計算する。

第1種事業にかかる消費税額	(A)
第2種事業にかかる消費税額	(B)
第3種事業にかかる消費税額	(C)
第4種事業にかかる消費税額	(D)
第5種事業にかかる消費税額	(E)
①	$((A) \times 90\% + (B) \times 80\% + (C) \times 70\% + (D) \times 60\% + (E) \times 50\%)$
	$((A) + (B) + (C) + (D) + (E))$
みなし仕入れ率	/

上記の原則計算に対し、次のような簡便計算の特例が措置されている。

(1) 1業種75%の特例

2種類以上の事業を営む事業者で、その課税期間における課税売上に占める1種類の事業に係る課税売上の割合が75%以上である場合には、その特定の1種類の事業にかかるみなし仕入率により課税売上全体の仕入れ控除額を計算することができる。

例えば、第1種事業たる卸売業と第5種事業たる不動産業を営んでいる場合において、卸売業にかかる課税売上高が75%以上であるときは、課税売上高全体について卸売業のみなし仕入率90%を適用できる。

(2) 2業種75%の特例

3種類以上の事業を営む事業者で、その課税期間における課税売上に占める2種類の事業に係る課税売上の合計額の割合が75%以上である場合には、その2種類の事業のうちにおける低い方の事業にかかるみなし仕入率により、その2種類の事業以外の事業に対するみなし仕入率とすることができる。

例えば、第1種事業たる卸売業・第2種事業たる小売業・第5種事業たる不動産業を兼業しており、期間課税売上高に占める卸売業と小売業の課税売上高合計の占める割合が75%以上の場合には、卸売業の課税売上高に対しては90%、小売業と不動産業の課税売上高に対しては、80%のみなし仕入率を適用できる。

(3) 事業ごとに課税売上高を区分していない場合

みなし仕入れ税額の計算は、事業の区分ごとにみなし仕入れ率が適用されるので、売上を事業ごとに区分する必要がある。この区分ができていない場合には、その区分していない部分の売上は、区分していない事業のうちそのみなし仕入れ率をもっとも低い事業の売上として取り扱う。

例えば、第1種事業・第2種事業・第3種事業を営む事業者が、それぞれの売上を事業ごとに区分していないときは、その区分していない部分の売上は、みなし仕入れ率をもっとも低い第3種事業の売上として取り扱う。

